

によるトラブルが絶えなかつたが、今回（昭和56年11月13日）、この約款適正化に関する報告「消費者取引に用いられる約款の適正化について」が、国民生活審議会消費者生活部会より報告された。本報告は、特に消費者との間でトラブルの多い生命保険を含む7業種の約款について、その適正化を指摘しているが、生命保険については、①保険料払込の督促と失効の予告通知の徹底 ②自動振替貸付制度の適用の確認 ③保険料払込方法の明文化 ④告知義務違反によるトラブルの防止措置 ⑤自覚のない責任開始前発病による入院給付金等支払の明文化 ⑥保険金等の支払場所にかかる規定の変更 ⑦契約内容登録制度の規定化 ⑧解約払戻金についての情報提供 ⑨読みやすい約款作成への努力、の9項目が指摘されており、報告の趣旨に沿った積極的な検討が行われている。

[10] 第10期（昭和57年以降）

(1) アイ・エヌ・エイ社の営業開始

アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社に対し、57年2月16日付で、保険業法第1条第1項の規定に基づき生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、わが国において生命保険事業を営む会社は、保険業法に基づくものが23社となり、このほか、外国保険事業者に関する法律に基づき、日本人向けの営業免許を得ている会社が3社あるので、これを含めると合計26社となった。

なお、同社は米国のライフ・インシュアランス・オブ・ノース・アメリカが全額出資し設立された会社であり、57年4月2日から営業を開始する予定である。販売予定商品はすべて無配当商品であり、終身保険及び定期保険を主体に、専業外務員及び損保代理店によつて販売を行う予定である。

2. 損害保険事業

紙面の都合により昭和20年から昭和42年までの間の諸経緯は本号では省略することとしたが、読者の便を考え、省略した内容の項を冒頭に掲げておくこととした。

なお詳細については、本月報332号（1979.12発行）を参考にさせていただきたい。

[1] 第1期（昭和20—22年）

- (1) 終戦処理
- (2) 事業の麻痺
- (3) 再建の方策

[2] 第2期（昭和23—27年）

- (1) 事業の立直り
- (2) 関係法規の制定
- (3) 事業への批判

[3] 第3期（昭和28—31年）

- (1) 業績の安定
- (2) 業界批判に対する態度

[4] 第4期（昭和32—37年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

[5] 第5期（昭和38—42年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

[6] 第6期（昭和43—46年）

(1) 事業の動向

昭和43年度以降の損害保険事業の動向を見ると、モータリゼーションの伸展に伴つた自動車保険、自賠責保険のウエイトの増大が更に顕著となり、43年度には元受収入保険料中自動車保険（自賠責保険を含む。）の構成比が50%を超えるに至り、46年度においては、これが56%となった。

この自動車保険を中心に住宅総合保険、店舗総合保険、長期保険あるいは傷害保険が加わつて、従来企業向けの保険と考えられていた損害保険について大衆化が著しく進んだ。大衆保険は小口のもが多く、また自動車保険は事故の発生率が高く、あるいは大衆が事故処理に不慣れである等企業保険とは相当性格が異なるものであり、おりからの消費者主権の回復の動きの中で、保険会社の対応態勢を整えることが急務となった。

自動車保険の普及により、保険料収入は42年度の水準から46年度までにさらに倍増以上の伸びを示したが、他方、自動車保険特有の成績の不安定性が会社の損益面に影響を与えるようになつた。例えば、自賠責保険については44年度において、ポリシー・イヤーベースで実に2,300億円余の累積赤字が生じ、このため44年11月には自賠責保険の、45年7月には任意自動車保険の保険料率引上げが行われた。

内部留保は自動車保険の伸びに追いつかず、内部留保率は長期間一貫して低下傾向にあつたが、46年度にいたり保険料収入の伸びが鈍化したこともあつて、やや回復した。1隻で100億円を超える大型船舶、機体だけで80億円に達するジャンボ・ジェット機、巨大な石油コンビナート等損害保険の対象となる物件、したがつて予想される損害は著しく巨額になつた。このため、損害保険業界は、内部留保の蓄積によりその引受能力を拡大することが従来以上に要請されるようになつた。

一方総資産も毎年平均27.2%と順調な伸びを示し、44年12月末には1兆円の大台にのせ、46年度末にはさらに1兆8千億円となつた。

(2) 保険行政の推移

(1) 昭和44年3月から保険業は資本自由化第1類業種となつたが、43年3月の保険審議会総会において設置された特別

委員会では保険自由化の問題の総合的検討が進められ、44年5月の総会では競争原理の導入による経営効率の向上を骨子とした「今後の保険行政のあり方について——とくに自由化に対応して——」と題する答申がまとめられた。損害保険関係では、①料率の適正化の推進、②商品内容の多様化の促進、③経理に関する一定の基準の整備、④行政運営の弾力化、⑤経営の特色の発揮、⑥業界機構の運営の弾力化、⑦担保力の増強等が提言されている。損害保険については、戦後長期に亘りすべての面で全社画一の体制がとられてきており、それが損害保険事業の安定的成長ひいては契約者の保護に貢献してきたのであるが、損害保険事業も一応の水準に達し、その間に会社間に規模、内容等で格差が生じてきたため、これ以上画一体制を続けることは各社の経営の効率化ひいては損害保険事業の発展にかえつて阻害要因となると考えられるようになったものである。

(イ) 答申に盛り込まれた事項については、漸次その実現が図られたが、その一つとして昭和45年7月には統一経理基準に関する銀行局長通達が出された。これにより、損害保険会社は、その収益を公表利益金または公表剰余金に反映させることによつて経営責任を明確にし、経営の効率化を促進するため、経理処理について統一した基準によることとされ、この基準は45年度から3か年の経過期間で実施することとされた。経過期間の第2年目にあたる昭和46年度には、すでに大部分の会社がその基準を達成する状態となつた。

(ロ) 保険料率については、損害保険の特殊性から自由化・弾力化については困難な問題があるが、料率水準の是正適正化は行政の主要課題である。この点については、例えば火災保険について、45年6月に住宅物件及び工場物件の料率をそれぞれ平均15%引き下げ、さらに47年度にも住宅物件の料率を12%(9月)、工場物件の料率を11%(11月)引き下げた。

(ハ) 保険の大衆化に関して、約款の平易化、「契約のしおり」作成等が進められた。約款に関しては47年1月に傷害保険の、47年10月には自動車保険の約款についてその平易化等を内容とする全面改定が行われた。また契約のしおりは、約款が難解である等の不満に対処するため、大衆保険について再契約時に約款の重要規定の抜粋等を内容とするものを必ず顧客に渡すよう指導することになつた。46年7月以降現在までの間に長期総合保険、住宅総合保険、自動車保険等13種の保険についてすでにしおりが作られた。

保険についての素人である大衆は事故が発生しても保険金の請求手続等不案内ことが多い。これに対しては従来から各保険会社または損害保険協会に相談所が設けられていたが、47年1月からはこのほかに、特に問題の多い自動車保険について損害保険協会の下部機構として全国各地に自動車保険請求相談センターが設けられた。

(ニ) 自賠責保険については、保険金限度額の引上げの要望が強かつたこと、収支の悪化が著しく、累積赤字に苦慮していたことなどにより、44年7月自賠責審議会に対し、大蔵大臣から、自賠責の保険金限度額引上げ、同料率の改定等につ

いて諮問され、同年10月7日には、死亡・後遺障害保険金限度額の500万円への引上げ、保険料の全車種平均2倍に引上げ及び自賠責制度の改善を内容とする答申が行われ、同年11月1日から実施された。

〔7〕 第7期(昭和47—50年)

(1) 事業の動向

昭和30年代の高度成長を背景としたモータリゼーションの伸張により、自動車保険、自賠責保険の損害保険全体の中に占める割合は、急速に増大したが、47年度から50年度にかけては、自動車の需要の鈍化等もあつて55%、52%、49%、50%とむしろ低下する傾向を示した。しかし損害保険市場全体をみると、収入保険料ベースでみて46年度に比して50年度には約1.8倍となつており、むしろ住宅総合保険、店舗総合保険、長期保険、住宅火災保険など火災保険分野の充実とあいまつて、自動車保険、自賠責保険を中心としたいわゆる大衆保険の分野が安定的な損害保険市場として確固たる地位を占めるに至つたものと言ふことができよう。また、傷害保険、賠償責任保険等の新種保険についても、全体的割合は未だ低いものの、保険に対するニーズの多様化を反映して着実な伸びを示した。

他方企業保険の分野においても、石油タンクからの油流出事故問題に端を発した油濁賠償責任保険、長い年月かけて裁判で争われている薬禍責任問題に対応する生産物賠償責任保険など巨額の危険に対応する保険が社会的にも要請されるようになった。

このように損害保険に対する社会的ニーズは著しく高まり、それとともに損害保険会社の社会的責任は一段と強くなつた。

これに対して保険事業の損益関係は、47年度こそヘビークレームの不発生等により271億円の事業利益を計上しえたが、中心となる自動車関係の不調の継続、事業費率の増大傾向などから48年度は事業損益において前年比200億円のマイナスとなり、49年度には当期純利益ベース9.9%の減益と34年度以来15年ぶりの減益決算となつた。50年度は支払保険金の増加率が3期連続して保険料の増収率を上回つたこと等から事業損益は大幅に悪化したが、財産利用の多様化等により当期利益は若干の微増となつた。

(2) 保険行政の推移

(イ) わが国の経済が従来の輸出優先、産業投資主導型の経済から生活優先、社会投資主導の経済へ転換したこと、一般的なコンシューマリズムの高まり等の保険事業をとりまく状況に大きな変化がみられるとともに、損害保険においても自動車保険を中心にして大衆化が進んだ等の著しい変化がみとめられることから、今後の保険事業、保険行政について、総合的かつ抜本的に見直すため、48年7月に保険審議会の委員改選が行われ、審議が開始された。その後約2年間にわたつ

て検討が重ねられた結果、50年6月に消費者のニーズへの対応を強調した「今後の保険事業のあり方について」と題する答申がまとめられた。損害保険関係では、①社会的ニーズへの的確な対応（特に住宅火災保険の改善、交通事故被害者保護の強化、巨大化し多様化する産業災害その他各種災害への対応等）②適正な競争と自主的企業努力を通ずる経営効率化の推進③社会的要請に沿った普及率の向上と保険金額の適正な水準の確保（特に、被害者保護のための十分な賠償資力の保障という観点から任意自動車対人賠償保険の普及拡大が重要）等が提言されている。

(甲) 企業保険を中心に発展してきた損害保険について、大衆化が進み国民生活との結びつきが強くなっていること及びそれらの状況の変化により、保険会社の社会的責任は一層強いものとなつてきていることが明確にされたのである。

この答申については、答申文中に特に1項目をもうけて答申指摘事項の実施の確保がうたわれているが、答申指摘事項については50年中に早くも、生産物、生産施設等に係る損害賠償責任を担保する油濁賠償責任保険及び企業包括賠償責任保険が発売され、また、住宅火災の実損てん補商品として価額協定保険が発売された。

(イ) 保険料率については、引き続き弾力化の方向で範囲料率制の導入、範囲の拡大の措置等がとられたほか、適正な料率水準の維持についても、例えば火災保険では、47年の住宅・工場物件の引下げに続いて48年に一般物件、49年に倉庫物件の引下げが実施され、又、自動車保険、傷害保険等の保険種目についても同様に引下げ等料率の適正化が図られた。

(ロ) 自賠責保険については、44年の保険金額改定後4年も経過しているので、各方面から大幅引上げの要望が出てきたのに対して、自動車事故率の低下を主因として自賠責保険収支に相当の余裕が見込まれたことなどから、48年11月に自賠責審議会の答申を得て保険料は原則として据え置いたままで保険金限度額を引き上げる（死亡・後遺障害の場合：500万円→1,000万円、傷害の場合：50万円→80万円）こととされた。

このような大幅な引上げが行われたものの、ほぼ時を同じくして起きた石油ショックに端を発する物価・賃金等の急激な上昇により、再び限度額の引上げを要請する声が強まってきたことから、50年6月に自賠責審議会の答申を得て、限度額が引上げられた。引上げの幅は前回引上げ後の物価上昇率等を勘案して、死亡の場合は1,500万円、傷害の場合は100万円に引き上げられ、保険料は今後の保険収支見込から再び据置のままにすることとされた。

また、自賠責保険については、48年の限度額引上げの答申においても指摘しているように、任意保険を含めた自動車損害賠償保障制度のあり方について長期的視野から検討を加えていくことが今後の課題として残されている。

(ハ) 地震保険についても、41年にこの制度が発足し、47年5月には1件当たりの保険金限度額の引上げ（建物：90万円→150万円、家財：60万円→120万円）等の改正が行われたが、その後48年9月1日が関東大震災の50年目にあたるこ

と、49年12月に川崎市周辺に直下型地震の起きるおそれがあることが大きく報道されたこと等から、社会的な関心が急速に高まつてきたため、保険審議会においてもこの問題がとりあげられ、事情の許す限り改善を図っていくことが望ましいとされ、50年4月に地震保険制度が改正され、限度額が建物240万円、家財150万円となつた。また、従来住宅総合保険、長期総合保険等にしか附帯しえなかつたものを、普通火災保険にも附帯できることとし、1回の地震等による総支払保険金限度額の引上げ（4,000億円→8,000億円）等も同時に行われた。

(ニ) 従来の代理店制度は、火災保険中心で行われてきたが、その後モータリゼーションの進展と相まつて自動車保険が著しく伸長したこと、また、経済社会の進展による危険の多様化による傷害保険等の新種保険も著しい普及を見せてきたので契約者保護の観点から代理店の指導強化が急務となり、48年4月いわゆるノンマリン代理店制度が発足した。

〔8〕 第8期（昭和51—54年）

(1) 事業の動向

石油危機に起因する経済変動の調整を経て、わが国経済は安定成長に移行した。

このような経済情勢を反映して、損害保険会社の保険料の増収率は、漸次低下してきているものの51年度以降も引き続き2桁台で推移した。

損害保険会社の元受収入保険料は、50年度2兆1,741億円、54年度3兆5,133億円とこの間61.6%の増加となつている。これを保険種類別にみると、海上保険24.7%、運送保険53.0%など企業分野の伸びは鈍化したが、自動車保険209.5%、傷害保険86.8%など大衆分野の伸びが顕著で、損害保険市場の大衆化が一段と進展するとともに、損害保険事業の安定化に寄与した。なお、危険に対する補償と貯蓄機能を兼ね備えた長期性の総合保険（長期総合保険、積立ファミリー交通傷害保険等）が好調な伸びを示した。

保険事業の損益は、51年度、52年度においては保険料の増収率は鈍化したが、責任準備金の積増負担減等から事業収益は改善され当期利益は若干の増益となつた。53年度は、ヘビークレームの発生件数の減少等により損害率の改善をみて当期利益は18.7%と大幅な増益を示した。54年度は、支払保険金の漸増傾向に加え、契約者準備金（支払備金）の充実を図つた結果、事業収益では悪化をみたが、金利水準が比較的高位で推移したことより資産運用収益が順調に拡大し当期利益では、17.0%の増益計上となつた。

(2) 保険行政の推移

(イ) 昭和50年6月の保険審議会答申の趣旨を踏まえて、その後損保会社が前向きに対処した実績が、51年2月、51年10月、52年11月に開催された保険審議会に報告され、高く評価された。即ち社会的ニーズに対応する商品の開発として、住

宅火災保険分野では、実損てん補方式が導入され、価額協定保険の発売や改定、満期戻総合保険の発売、その他長期総合保険への中途増額制度の導入や総合保険の風水雪害保険金の改善等が行われた。さらに、その後も火災保険では住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険、普通火災保険、長期総合保険等の担保内容の改善、傷害保険では普通傷害保険等の担保内容の改善及び自動車運転者損害賠償責任危険担保特約の新設、賠償責任保険では労働災害総合保険の新設等、各保険分野で新商品の導入、商品内容の改善が行われた。自動車保険の分野では、51年1月、一般の自動車保険に被害者直接請求制度、一事故保険金無制限制度及び自損事故担保制度の導入を図り、また、無保険車傷害担保及び搭乗者傷害の担保範囲の拡大を盛り込んだ自家用自動車保険の発売等を行った。

さらに、53年11月には、対人賠償保険の負担軽減及び支払基準の改定を考慮した料率の調整、自損事故保険金額の引上げ、対物賠償・車両保険への年齢条件別料率制度の導入及び最低免責額の引上げ等商品内容の改善が図られたほか、保険金の適正な支払を確保するための対策として人身事故及び車両対車両事故の場合の交通事故証明書提出の原則的義務づけ等が行われた。

また、社会的賠償観念の昂揚、賠償額の上昇に伴い専門的職業人の業務に関連する賠償責任保険が開発された。

(甲) 自賠償保険については、50年の保険金限度額改定以後3年を経過し、賠償水準及び賃金・物価水準の動向等を勘案すれば保険金額を引き上げることが適当であるとの自賠償保険審議会答申を得て、昭和53年7月1日以降次のように最高保険金額の引上げが実施された。

死亡・後遺障害の場合 1,500万円から2,000万円へ

傷害の場合 100万円から120万円へ

同時に仮渡金についても死亡の場合100万円から160万円へ、傷害の場合3万円、15万円、25万円から5万円、20万円、40万円へとそれぞれ引き上げられた。

また、保険料率は保険収支の現状にかんがみ据え置くことが原則とされたが、この結果車種別の収支において著しく均衡を失することとなる車種等については所要の調整が行われた。

(イ) 保険料率については、ひきつづき料率の適正化、弾力化が図られており、51年火災保険の住宅、一般物件の引下げ、同自動車保険の車両、対物賠償の引上げ、搭乗者傷害等の引下げ、52年火災保険の倉庫物件の引下げ、53年自動車保険の車両、対物賠償の引上げ、対人賠償、搭乗者傷害等の引下げ、54年火災保険の住宅、一般、工場物件の引下げ、同傷害保険の普通傷害の引上げ、交通事故傷害の引下げ等料率の適正化が行われた。また、従来一定料率であった競走馬保険、ガラス保険等を範囲料率、新設商品である弁護士賠償責任保険、特約販売店保証保険等を範囲料率にするなど料率の弾力化も併せて実施された。

(ロ) 地震保険については、52年7月、申込方法を改定し、この保険を任意に附帯できる普通火災保険等の契約にあつ

て、附帯についての明確な意思確認を行うよう措置した。また、53年4月から、付保金額の増加に対処するため1回の地震等による保険金支払総額の限度を8千億円から1兆2千億円に引き上げるなど制度の改善が図られた。

(ハ) 募集制度の改善については、代理店教育の充実及び販売方法の多様化を図るため、登録前テストの導入(53年4月)、育成期間の短縮(52年10月)などの代理店制度の改善のほか、更新契約の電話による契約申込みの受付も実施した。

[9] 第9期(昭和55年以降)

(1) 事業の動向

第二次石油危機を契機とした物価の高騰、景気の後退により個人消費が伸び悩む一方、住宅投資も落ち込み、その影響を受けて損害保険会社の保険料増収率は大幅に低下してきている。すなわち、55年度の増収率は、5.9%と約20年振りに1桁台に落ち込み、戦後3番目の低水準となつている。

元受収入保険料の推移を保険種目別にみると、43年度以来過半のシェアを占めていた自動車保険、自賠償保険が、55年度においては47.2%と50%を割り込んだほか、火災保険が54年度の25%から55年度においては24.4%に落ち込むなど従来の主力商品のシェアが相対的に低下し、一方傷害保険が54年度の7.9%から55年度においては10.8%と上昇している。これは「積立ファミリー交通傷害保険」の好調な販売に支えられたものであるが、引続きこのような長期で貯蓄性を兼ね備えた保険のウエイトが大きくなつてきており、因みに55年度でみると収入保険料の16.8%がこの種の保険によつて占められている。損害保険に対する消費者のニーズは、従来の掛け捨て型から、危険に対する補償と貯蓄機能を備えた長期性の総合保険に移行しつつあるといえよう。

損益面では、55年度は、収入保険料の伸び悩みが責任準備金の積増負担軽減に作用し、事業収益で大幅な改善をみたほか、資産運用収益も引き続き堅調に推移して、当期利益は27.8%の増益を示した。

しかしながら、このような好調な決算は一過性的要因に支えられたものであることを無視することは出来ない。

今後わが国の経済は、低成長安定型の道を辿ることが予想され、損保会社においても収入保険料の伸び悩み、事業外収益の減少等が経営安定に大きな負担となる一方、リスクの巨大化・集積化に対応する担保力の増強がさらに必要とされるため、損保会社は従前にも増して経営の効率化を推進することが望まれているといえよう。

(2) 保険行政の推移

(イ) 53年6月に発生した宮城県沖地震を契機として地震保険制度の改善の要望が高まり、54年6月の「地震保険制度の見直し」に関する保険審議会答申を受けて、「地震保険に関する法律」が改正され、55年7月から実施された。

制度の概要は、次のとおりである。

① てん補範囲を拡大し、従来の全損のみに次のものを加えた。

- A 建物半損の場合、地震保険金額の半額を支払う。
- B 家財が全損に至らない場合で、収容建物が半損以上の損壊の場合、地震保険金額の10%を一律給付する。

② 保険金の限度は、付保割合を主契約の保険金額の30～50%（改正前30%）の範囲内とし、金額限度を建物1,000万円（同240万円）、家財500万円（同150万円）とした。

③ 契約引受方法は、すべての家計火災保険に原則自動附帯一本とした（改正前三本建）。

④ 保険料率は、等区分分について従来の3等地を5等地とし、全部で20区分（改正前6区分）とした。

⑤ 警戒宣言が発せられたときは、従前の条件での満期更改を除き、契約の締結ができないこととした。

(ハ) 56年6月「今後の損害保険のあり方」に関する保険審議会の答申が出された。

答申は、価格面、商品面及び販売面において、画一的な業務運営がなされている現在の損保業界の実態に焦点をあて、いかにしてより多くの利益を消費者に還元するかとの立場から、①保険料率の適正化・弾力化、②商品内容の改善・多様化、③販売面における改善・多様化、④企業間格差の現状と今後の方向、⑤損害保険事業の国際化、⑥公共性・社会性の発揮、⑦資産運用の改善、⑧行政の弾力化、について検討を行つている。

具体的には、価格面については、競争原理が機能するような条件整備が行われるまでの間においては、料率水準が適正であるかについて検証を厳格に行い、料率調整を迅速に行うことが重要であるとされている。また、商品面及び販売面では、各社の独自性の発揮されることが望まれ、それがひいては、競争条件の整備に資するとの観点から、種々の提言が行われている。

この答申は、中長期的展望にたつた提言を行つているためその実現には相当の時間を要する事項が多いが、既に、保険料率の適正化をはじめ、実現可能なものから順次実施されている。

(イ) 損害保険料率については、引続き料率の適正化が図られ、55年度は火災保険の一般物件、工場物件、倉庫物件について、担保内容の改善が図られるとともに料率の引下げが行われた。

また、地震保険料率についても、54年6月の「危険度を料率に反映させる方向で算出がなされることが望ましい。」との保険審議会答申を受けて、等区分の細分化が図られた。

さらに、56年度においては、6月に火災保険の全面的な引下げ、ファミリー交通傷害保険の引下げ、7月に海外旅行傷害保険の引下げ、8月に自動車保険のうち対物賠償、車両等についての引下げが行われた。なお、56年6月の保険審議会答申においても、より一層厳格な料率検証を行い、適時適切な料率調整を実施することが重要であるとされている。

(ニ) 損害保険商品の開発・改善

56年6月の保険審議会答申においては、社会的ニーズの把握とそれへの的確な対応という50年6月の答申の線"を踏襲し、①消費者ニーズを的確に把握し、適切に対応すること及び②主要保険種目はともかく、それ以外の保険種目においては、各社の独自性を発揮することが望まれるとされている。

このような保険審議会の答申の趣旨を踏まえて、損保会社が前向きに対処した結果、55年度においては、傷害保険の分野では、自転車総合保険、PTA団体傷害保険、スポーツ安全協会傷害保険、専修学校・各種学校学生・生徒傷害保険、シルバー人材センター団体傷害保険が発売され、また、55年12月に保険料分割払制度が普通傷害保険等に、56年5月に契約者貸付制度が積立ファミリー交通傷害保険に導入された。

56年6月には、火災保険の全面的な見直しが35年以来20年ぶりに行われ、担保内容の改善が図られた。また、56年度に開発された商品としては、個人包括賠償責任保険、獣医師賠償責任保険、ホールインワン保険、学生総合保険等がある。

このほか、自動車保険の分野では、55年10月に、自動車と自動車との間の事故のみを担保する安価な車両保険「自動車相互間衝突危険『車両損害』担保特約（相手自動車確認条件付）」が新設された。さらに、56年8月には、自家用自動車保険の対象車種の拡大、対人臨時費用担保制度の採用、原付担保特約の新設、自損事故保険における将来の介護費用担保、無保険車傷害保険の担保範囲の拡大等の制度改正が行われた。

(ホ) 代理店制度の改定

損害保険をめぐる情勢は近年著しく変化している。このような変化に対応して、契約者により充実した保険商品、サービスを提供しうよう、特に大衆保険分野における代理店の資質の向上を図り、もつて損害保険に対する消費者の信頼を高めるとともに、損害保険思想の高揚と損害保険の普及の促進に資するため、ノンマリン代理店制度（昭和48年4月実施）の全面的改定が昭和55年10月行われた。

新制度の特色は、次のとおり。①ノンマリン代理店の範ちゆうを拡げ、火災保険、自動車保険または傷害保険を取り扱う一般代理店（種別代理店）と、それ以外の特殊代理店（無種別代理店）に大別し、特殊代理店についても講習内容の充実、テスト制度の導入などによりそのレベルアップを図ることになった。②大衆保険を主体に取り扱う代理店の最高位の種別として特級（一般）代理店、最高位の個人資格として特級（一般）資格を創設し、大衆保険主体代理店の専門化及び企業化意欲の向上と専業プロ代理店の相対的優遇を図ることとした。③種別認定要件は、従来、資格取得者状況、業務自立状況、法令等遵守状況、業績状況の4要件であつたが、顧客対応状況、管理体制状況、自己契約比率及び特定契約比率状況の3要件を追加し、代理店機能の高度化を図ることとした。